

<p>1. 現行のふくしマップの情報について、令和7年度から業務委託によるシステム管理へ移行予定。稼働に向け、システム構築のため業務委託契約を締結し、システムで対応可能な事項の整理や、掲載する事業所情報等の検討を行っている。</p> <p>2. 施設入所支援及びグループホームの空き情報を毎月把握し、相談支援事業所へ情報提供し、サービス利用計画の作成に活用した。</p> <p>3. 移動系やインフォーマルなサービスの公的支援制度について、各制度の支援内容、利用要件、地域の事業所の実態等を「移動系の支援制度一覧表」と「障害福祉サービス等以外の支援一覧」として整理した。</p>	<p>1. 令和7年度当初のシステム稼働に向け、情報管理の効率化、住民や関係者の利便性を向上できるよう、委託事業者と引き続き調整を行う。</p> <p>2. 施設の空き情報の共有は、相談支援事業の業務効率の向上につながるため継続する。</p> <p>3. 移動に係る支援やインフォーマルなサービスの参考資料として、都市の相談支援事業所等に「移動系の支援制度一覧表」と「障害福祉サービス等以外の支援一覧」を作成し共有した。</p>	<p>○ふくしマップの情報と施設の空き情報については、社会資源情報管理システム「ほんじょうネット」による管理に移管し、関係機関及び住民の利用を開始する。関係機関と住民の双方の利便性向上に寄与できるシステムの構築・運用について、引き続き検討していく。</p> <p>○「移動系の支援制度一覧表」「障害福祉サービス等以外の支援一覧（インフォーマルな支援）」について引き続き各部会で検討し、練り上げたものを運営部会にて集約し周知を図る。</p>
---	--	---

<p>1. 全体会の開催 ○第1回全体会（R6.7.4） ・各専門部会の令和5年度活動報告及び令和6年度活動計画の説明。 ・委員の新任期開始に伴う委嘱状交付、協議会の概要説明。 ・基幹相談支援センターの開所から半年間の活動状況報告。 ・児玉都市で共同委託している5つのセンターの令和6年度事業計画の説明。 ○第2回全体会（R7.2.5） ・各専門部会の令和6年度活動報告及び令和7年度活動計画（案）の説明 ・児玉都市障害者相談支援事業実施方針について説明。 ・児玉都市障害者自立支援協議会の委員人数の改正について説明。 ・株式会社の現状と評価を報告。</p> <p>2. 自立支援協議会の運営に関する調整 ○各専門部会との連携・調整 運営会議を年7回開催予定。地域課題を把握し、各専門部会で継続的に取り組むべき課題を整理し、進捗状況を随時確認した。 ○協議会運営のあり方・機能の共有 協議会運営をテーマにした研修（相談支援専門員協会及び埼玉県が主催）を本庄市及び基幹相談支援センターが受講。当該研修で示された協議会運営のあり方・機能について、運営会議のメンバーで共有した。</p> <p>3. 基幹相談支援センター、委託相談事業所、就労支援センターによる「委託事業所連絡会議」を定期開催し、各センターからの近況報告により、相談の傾向や困難事例等を共有した。</p>	<p>1. 各専門部会の取組状況、地域の制度や機能、課題等について全体会で共有することで、都市一体で効果的な協議会運営を実施できている。また、全体会の議事録を各市町のHPに掲載し、協議会の活動内容の周知・共有に努めている。</p> <p>2. 運営会議と各専門部会で、お互いが把握している情報や地域課題を双方で共有し、課題解決に向けた具体的な取組を検討することができた。また、各取組の進捗状況を運営会議が把握し、「進捗確認表」を作成し、必要に応じて関与することで、効果的な協議会運営を実施できている。</p> <p>3. 各センターの運営上の実態や改善点、地域課題等を把握することができた。</p>	<p>○現在同様に、各専門部会の取組や地域課題を全体会で共有し、各分野の専門家である委員に意見を伺うサイクルを継続する。また、自立支援協議会の活動について、関係機関への積極的な周知に努める。</p> <p>○現在同様に、運営会議と各専門部会で連携し、情報共有及び課題解決に向けた具体的な取組を検討する。運営会議が各専門部会の活動の「進捗確認表」を作成・管理し、効果的な協議会運営に努める。</p> <p>○委託事業所連絡会議を定期開催し、各センターの運営上の課題や地域課題等の把握に努め、都市の支援体制の向上につなげる。</p>
--	---	--

ーク構築及
びに関する

<p>1. 委託事業所連絡会議において基幹相談支援センター及び委託相談事業所の業務実態や課題を把握し、各センターに求める機能や役割を「児玉都市障害者相談支援事業実施方針」として整理した。</p> <p>2. 各センターが自身の活動を振り返り、行政を含む協議会参加者が各センターの業務実態を把握できるよう、「実績報告・自己評価シート」の様式を作成した。</p> <p>3. 児玉都市における地域生活支援拠点等の今後の取組方針を整理し、事業者向け説明会を実施した。（R7.1.17）</p> <p>4. 児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制の整備について、こども家庭庭から示された手引きの概要を共有した。また、4つの中核機能について、都市の現状を把握するため、各市町の関係部署及び児童系サービス事業所に対して調査を実施した。</p>	<p>1. 基幹相談支援センターと委託相談事業所の機能や役割について、都市の状況や国の指針等を踏まえて整理することができた。</p> <p>2. 「実績報告・自己評価シート」は令和7年度から使用することとした。（※基幹相談支援センターのみ令和6年度から使用。）各センター共通の様式とすることで、相談の傾向や業務実態の把握に役立つことが見込まれる。</p> <p>3. 説明会には都市の事業所（29か所）が参加。児玉都市における地域生活支援拠点等の現状や方針等を説明し、事業所の登録を案内することができた。</p> <p>4. 調査により、4つの中核機能の発揮について児玉都市の現状を把握することができた。今後はこの調査結果を用い、埼玉県が実施するサポート職員の派遣事業により、体制整備について助言を受ける予定である。</p>	<p>○各センターの業務の事態を「児玉都市障害者相談支援事業実施方針」に近づけていくことを目指し、その役割について関係機関への普及に努める。</p> <p>○各センターの令和6年度の事業実績と令和7年度の事業計画を運営会議で把握し、基幹相談支援センターにおいては令和6年度自己評価シートと令和7年度事業計画を、その他のセンターにおいては令和7年度事業計画を第1回全体会で公表する。（※基幹相談支援センター以外は「自己評価シート」を令和8年度第1回全体会より公表する。）</p> <p>○地域生活支援拠点等の登録事業者間で定期的に会議の場を設け、地域の実情に応じた具合的な取組や仕組みについて検討する。また、登録事業所を中心に緊急時の受け入れ体制や親なきあとの準備、現状把握から課題の抽出を実施する。</p> <p>○児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制の整備について、埼玉県のサポート職員の助言を踏まえ都市の方針を決定し、関係機関の連携に着手する。</p>
--	--	--

<p>1. 日中サービス支援型グループホームについて、埼玉県が作成した報告・評価シートに基づき評価を実施した。</p> <p>2. 自立支援協議会委員の新任期（令和6年4月から2年間）に合わせて 推荐を依頼する法人について検討した。また、協議会委員の増員に向け対応中。</p>	<p>1. 対象事業所である「ふわふわ本庄（現イノベル本庄）」及び「ふわふわ上里（現イノベル上里）」を現地訪問し、ヒアリングを実施。両事業所とも指摘事項や改善を求める事項は特にないことを共有した。</p> <p>2. 都市の中核となる法人に定例的に協議会に関与してもらいたいという趣旨から、要綱上の委員人数を現行の18人から28人へ増員することについてR6.4に改正。R7.3に運営会議で協議し候補先を決定。</p>	<p>○埼玉県の実施要項に基づき、年1回日中サービス支援型グループホームの評価を実施する。郡内の方針は初年度及び3年に1回は訪問を実施する。</p> <p>○協議会委員の増員が認められた場合には、令和7年4月1日から新委員の委嘱を行い、全体会への出席を打診する。令和7年4月1日現在委員数は24人。</p> <p>【新規事業内容】 ○行政の新配属職員に向けた説明会の実施</p>
--	--	--

イケアひまわりについて（1/20）	3. デイケアひまわりのさらなる活用について意見集約を行った。	生活介護・就労B・オーフリー
市町のデマンド交通について（2/17）	4. 各市町のデマンド交通について、行政職員から相談支援事業所の職員に対して説明した。	2. 障害福祉サービス等以外の支援一覧の更新（4月で児玉郡市） 3. 各市町の障害支援区分取得までのながれ、各市町の福祉避難計画の見直し
和6年4月以降の生活介護サービスの提供時間延長について（9/30）	1. 児玉都市と近隣市町の生活介護事業所に対し、令和6年4月以降のサービス提供時間についてアンケートを実施した。回答のあった26事業所のうち、数件が延長を視野に入れているものの、大半が従前の提供時間を超えてサービス提供することには慎重であった。	○地域課題について部会において随時検討を行い、運営会議や全会議で取り扱う。 ・事例検討（6月、1月） 各事業所の持ち回り
害サービス終了後、親が帰宅するまでのすき間時間の対応について（9/3）	2. 居宅介護で時間を過ごす事例、移動支援で散歩をして時間を過ごしつつ体力維持をする事例など、個別事例が多く挙げられた。	・障害福祉サービスの資源不足について、その課題整理（7月）
動の状況をグループワーク形式で事例を共有した（12/16）	3. デマンドバスが運行されている地域がある自治体、タクシー券のみの自治体、中山間地、県境など、各地の交通手段の背景は異なるが、依然として車での移動需要が高いことが確認できた。	・児玉都市の地域移行の状況確認について、その課題整理（8月）
域移行の状況をグループワーク形式で事例を共有した（12/16）	4. 施設や精神病院からの地域移行は件数が少ない。地域移行は実際に難しく課題が多いと確認することができた。	・短期入所の利用条件について（1月）
本庄特別支援学校の進路指導教員と情報交換 B型アセスメント対象者の情報交換（5/20） 生の計画相談導入に向けた協議（12/16）	1. ①本庄特別支援学校への質問・回答を通し、就労B型アセスメント対象者などを把握するとともに情報交換することができた。 1. ②本庄特別支援学校の卒業予定者のうち、相談支援事業所が決まっていない17名について、相談支援事業所を割り振ることができた。	○継続して関係機関とのネットワーク強化と障害者の特性にあわせた連携を図る。 1. 繼続して特別支援学校卒業生の対応について、学校と連携を図る。 ・就労B型アセスメント対象者の情報交換（5月） ・卒業生の計画相談導入に向けた協議（12月）
地域の関係機関との交流 部会との合同部会（来年度から開始の就労選択支援）（10/16）	2. 就労選択支援の説明やグループワークを通して、事業内容の理解が深まるとともに、想定される課題について共有することができた。	2. 合同部会、交流会 ・就労部会と合同部会（就労選択支援 9月） ・こども部会に基幹相談支援センター、障害児の相談支援事業所による連携（10月）
特定相談支援事業者等集団指導及び虐待防止研修（8/19）	3. 郡市の特定相談支援事業所を対象とした集団指導を実施するとともに虐待防止研修を行った。	3. その他（年間） ・基幹相談支援センターの設置から1年経過し、地域での相談支援体制が整備されたことによる効果を実感していく。 ・地域の事業所における協働体制の構築を推進する。 運営や報酬面での課題を改善し、新規相談支援事業所の開所に向けた準備を進める。
なき後対策のひとつとして、障害年金の要件を改めて確認（11/18）	4. 障害年金が受給できる障害程度なのに申請していないことを防止するため、障害福祉担当も年金受給可能な障害程度をある程度理解しておくことで、役所内の年金担当や年金事務所をスムーズに案内できるようにすることを確認した。	
例検討 退院後の生活の場を見つけなければいけないかた（6/17）	1. 事例検討を通して地域で抱える課題に対して、全体で考える場を設けることができた。	○困難事例の対応のため、継続して相談支援部会において事例検討会による後方支援を実施する。
なき後対策として、高齢親と同居し親の死亡後に対応困難となるケース（1/3）	2. 親が健在なうちに将来の住居（家族が面倒を見てくれるのか、グループホーム等に入るのか）を検討しておくことや、障害支援区分の未取得者は、各申請の際に親族等が来庁した際に、可能な範囲で支援区分取得を検討するよう案内することが必要なことを確認した。	1. 就労選択支援の勉強会（5月） 2. 事例検討（6月、1月） 各事業所の持ち回り 3. 意思決定支援の勉強会（2月） 4. その他（年間） ・基幹相談支援センターを主軸に、事業所間の連携強化や各事業所の連携体制の向上を図る。

事業項目	取組状況（令和7年3月現在）	結果及び評価	令和7年度
の資源の把握	1. インフォーマル支援について情報共有（6/18）	1. 各機関が支援で活用している情報や知識を持ち寄り共有することができた。	1. 地域の資源を共通認識できる行っていく。
施策の検討	1. 特別支援学校の就労アセスメント実施の調整（4/16） 2. 地域課題における検討 ①「就労選択支援」について（6/18）（10/21） ②相談先ガイドの作成（12/17）（2/18） ③通勤手段の課題について（2/18）	1. 対象者18名（うち本庄特支以外1名含む）に対し、学校の夏休み期間等を利用して就労移行支援事業所2か所で実施した。 2. 現状の把握や情報共有により、課題の洗い出しを行った。 ①新制度の運用開始に向けた基本情報を共有した。 ②事務局案をもとに一覧を作成したが、「ターゲット設定」「内容の正確性」等の論点で意見がまとまらず、再度検討となった。 ③本庄市デマンド交通をはじめ、児玉郡内で利用できる公共交通について共有した。	1. アセスメント事業所との連携して方法やあり方について協議を 2. ①就労選択支援事業について理解と取扱いに向けた検討を進めてい ②まずは“ターゲット”を設定し築に繋がる相談先ガイドを作成す ③通勤手段の課題について、解決く、引き続き検討を行う。
のネットワーク構築及び相談支援体制の充実と	1. 相談支援部会との合同部会（10/21） 事例検討：「就労選択支援」をテーマにグループワークを行った。 2. 部会共催「就業支援セミナー：MSFAS（幕張ストレス・疲労アセスメントの活用について」の開催（1/21）	1. 就労支援及び相談支援の連携と協力が必須となる事業であり、就労を目指す方への働きかけ方や地域での活用方法のあり方について共有することができた。 2. 就労部会のメンバーの他、地域の就労継続支援B型事業所へ周知を行った。講義と演習により支援者のスキルアップを図った。	1. 相談支援部会との合同部会をワーク強化を図っていく。また情報共有や実務的なすり合わせ 2. 地域の支援力向上、ネットワーク強化を図っていく。研修会、セミナーを開催する。
のあり方に関する協議及び調整に関すること	1. 事例検討 ①職業上での能力は保持する一方で、人との距離感や対人関係が課題になる方の支援について（8/20）	1. グループワークにて、各自支援策等をより多く提案、発言することでアイデアを集約した。 ①優先度の高い支援案を抽出し、事例提供者への助言しながら、参加者の気づきを導く機会となった。	1. 事例検討を通して、地域で取共通理解を図り、解決に向けた協議継続していく。

事業項目	取組状況（令和7年3月現在）	結果及び評価	令和7年度の計画（案）
の資源の把握	1. グループワークによる障害児支援に関する社会資源の把握・共有（R6.6.28）	1. 事業所内で活用している地域資源についてグループワーク内で情報共有を行った。	1. 地域資源を活用できるように継続報交換を行っていく。
応策の検討	1. 地域課題における検討 ①学校との関係性について（R6.6.28） ②長期休暇期間（対象児童の夏休み等）について（R6.9.13、R6.12.6）	1. 事業所内で抱えている問題等の現状把握、情報共有、課題の洗い出しを行った。 ①学校側との情報連携等について対応に苦慮する事が多い。学校側に放課後等デイサービスの認識が曖昧な所が多く課題を感じる。 ②事業所同士での協力体制を整備して合同支援の実施、地域の社会資源（公園、工場見学等）の活用など対応方法を共有した。	1. 関係機関との連携調整を図り、方針について協議を行っていく。 2. 各事業所、関係機関で抱える問題で解決を図るために検討方法についてを行い、より具体的な協議を進めていく。
のネットワーク構築及び相談と強化すること	1. 事例検討（ネットワークづくり）（R6.6.28、R6.9.13、R6.12.6）	1. こども部会メンバーである都市内の放課後等デイサービス事業者が参加し、それぞれの立場から困難事例を提案し、共有できた。 事業所同士のつながりをもつことができる機会となった。 2. 令和7年度から都市内の児童発達支援事業所もこども部会に参加できるよう体制を整える。	1. 次年度の開催についてはこども部協議の上検討。 2. 児童発達支援事業所等の参加対象を検討し、地域の支援力向上、ネット強化に向けた機会を創出していく。児童発達支援事業所のみを対象とした協議の場とする。（R7.5.15） 3. 関係機関とのネットワーク強化と支援を充実するため、相談支援部会と部会実施を検討していく。
援のあり方に関する協議及こと	1. 事例検討（R6.9.13、R6.12.6） 3グループに分かれて実施	1. グループワークにより放課後等デイサービスが取り組むべき課題や支援について検討を行った。	1. 事例検討を通して、地域で取り組む課題等について共通理解を図り、解決した協議を行うことができるよう継続していく。

障害福祉サービス間の優先順位に関して、国等から基準は示されてい						優先順位は、①障害福祉サービス、②移動支援事業、③生活サポートの順となる。 ※事業所の事情等で、優先順位の高い制度では利用目的を果たせない場合には、優先順位の低い制度の利用が認められる。	他の制
障害児 たは精神障害があり、行動が常に介護を必要とする者 にも該当すること。 区分3以上 区分認定項目のうち行動関連項目の合計点数10点以上 これに相当する支援の度合いで	★障害者・障害児 (視覚障害によって移動が著しく困難な者) ※障害支援区分の認定は必要としない 【要件】 同行援護アセスメント調査票による調査項目中「視力障害」、「視野障害」、「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ「移動障害」の項目が1点以上の者 ※上記に加え、所定の障害支援区分に該当する場合は加算対象となる。	★障害者のみ (重度の肢体不自由者、重度の知的障害者、精神障害者) 【要件】 障害支援区分4以上に該当し、次の①または②のいずれかに該当する者 ①2肢以上に麻痺があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれもが「支援が必要」以外に認定されている者 ②障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者	★障害者・障害児 (障害福祉サービスの利用対象となる者) 【要件】 ・障害支援区分1以上 ・通院等介助(身体介護を伴う場合)を算定する場合は、以下のいずれにも該当する者 ①区分2以上に該当していること。 ②障害支援区分の認定調査項目で特定の状態が認定されていること(事務処理要領を参照) ※障害児に係る通院等介助(身体介護を伴う場合)の対象者については、5領域11項目の調査を行った上で、者の判断基準に準じ、各市町村で必要性を判断する。	★障害者・障害児 ※障害支援区分の認定は必要としない 【要件】 次のいずれかに該当する者 ①身体障害者(屋外での移動に著しい制限のある重度の視覚障害者及び全身性障害者) ②知的障害者 ③精神障害者(漠然とした不安がある、妄想がある、交通や公共機関等の利用に係る各種手続きを一人で行うのが困難なため、一人での外出が困難な者) ④難病患者 ⑤障害児(移動時に支援が必要で保護者が付き添うことができない場合) ※上記要件については、「移動支援事業の支給基準ガイドライン(H27.3.児玉郡作成)」による。	★障害者・障害児 (障害者手帳の持持者、難病患者、発達障害等) ※障害支援区分の認定は必要としない 【送迎サービスの利用要件】 他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難である者(※運用上、福祉有償運送と同様としている。)	★障害者・障害児 (障害者手帳の持持者、難病患者、発達障害等) ※障害支援区分の認定は必要としない 【要件】 他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難である者(※運用上、福祉有償運送と同様としている。)	
的でサポート た食事や排せつなどの介護 身支度などの援助 に生じ得る危険を回避するた	・移動中や目的地でのサポート ・必要に応じた食事や排せつなどの介護 ・外出前後の身支度などの援助 ・代筆・代読を含めた視覚情報の支援	★重度障害者に対し、居宅介護と同様の支援や外出時の移動支援等の総合的なサポートを提供するサービス 【外出時の支援】 ・外出時の全般的なサポート (日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む)	・病院等への通院のための移動介助 ・屋内外における移動等の介助 ・病院先等での受診等の手続 ・外出前後の身支度などの援助	・移動中や目的地でのサポート ・移動介護中の食事・身支度・排せつなどの介護 ※知的障害の分野では散歩の付き添いや、一緒に遊ぶ等の支援も可能 ※外出前後の身支度の援助については、要綱・ガイドラインに記載はなく「移動介護中」についてのみ記載されており、これは移動中の支援がメインということを示している?	公共交通機関を利用することが難しい者に対する、乗降介助を含むドア・ツー・ドアの個別輸送サービス(※福祉有償運送と同様) ◎本来生サボに求められる機能が以下の内容であることを踏まえると、輸送中の介護も業務に含まれると考えてよいのか?	公共交通機関を利用するがために、移動介護中の食事・身支度・排せつなどの介護も業務に含まれると考えてよいのか?	
必要不可欠な外出(※通院をどの社会参加のための外出 業活動等の経済活動に係る外 長期にわたる外出及び社会通 い外出を除く)	・社会生活に必要不可欠な外出(※通院を含む) ・余暇活動などの社会参加のための外出(※通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く)	・社会生活に必要不可欠な外出(※通院を含む) ・余暇活動などの社会参加のための外出(※通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く)	病院への通院等のための移動介助、官公署での公的手続、障害者総合支援法に基づくサービスを受けるための相談に係る移動介助	・社会生活に必要不可欠な外出 ・余暇活動などの社会参加のための外出(※通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く)	※利用要件について要綱に記載なし。 Q&Aに4-1に具体的なサービス内容として、送迎サービスは「障害福祉サービス事業所等の一時的な送り迎え等」と記載されており、透析通院を含む通年かつ長期の外出の利用を認めないという運用はこの記載に基づくものか?	※利用要件について要綱に記載なし。 Q&Aに4-1に具体的なサービス内容として、送迎サービスは「障害福祉サービス事業所等の一時的な送り迎え等」と記載されており、透析通院を含む通年かつ長期の外出の利用を認めないという運用はこの記載に基づくものか?	
交通機関 自ら運転する車両	・徒歩、公共交通機関 ・ヘルパーが自ら運転する車両 ※原則上記のとおりだが、事情により、介護者(家族等)が運転する車両にヘルパーが同乗する方法も認められる。(※事業所が許可した場合に限る)	・徒歩、公共交通機関 ・ヘルパーが自ら運転する車両 ※原則上記のとおりだが、事情により、介護者(家族等)が運転する車両にヘルパーが同乗する方法も認められる。(※事業所が許可した場合に限る)	・徒歩、公共交通機関 ・ヘルパーが自ら運転する車両 ※原則上記のとおりだが、事情により、介護者(家族等)が運転する車両にヘルパーが同乗する方法も認められる。(※事業所が許可した場合に限る)	・徒歩、公共交通機関 ・ヘルパーが自ら運転する車両 ※原則上記のとおりだが、事情により、介護者(家族等)が運転する車両にヘルパーが同乗する方法も認められる。(※事業所が許可した場合に限る) ※児玉郡のガイドラインには、移動手段は原則として「徒歩又は公共交通機関」と記載されているが、車を運転する場合の内容の記載も多々あるため、車も認められていると捉えてOK? 一方、移動支援事業実施要綱の別表③「対象としない移動支援」に「ウ 介助者自ら運転する介護輸送」と記載されているが、これが意味するものは?	福祉車両または乗車定員が11人未満の自動車(セダン型車両)	福祉車両(セダン型車両)	

	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護 本庄 ・けあビジョン本庄 ・けあビジョン上里 	<p>※赤字はふくしまップの掲載事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護 本庄 ・児玉訪問介護ステーション ・けあビジョン本庄 ・ケアセンター リトミィ ・居宅介護 心和 ・ヘルパーステーション「けいあい」 ・神川町訪問介護ステーション ・訪問介護こむぎ ・生協ヘルパーステーションこだま ・上里町社会福祉協議会ヘルパーステーション ・介護センター みぶな ・かみさとナーシングステーション ・けあビジョン上里 	<p>※赤字はふくしまップの掲載事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護 本庄 ・児玉訪問介護ステーション ・けあビジョン本庄 ・ケアセンター リトミィ ・居宅介護 心和 ・ヘルパーステーション「けいあい」 ・神川町訪問介護ステーション ・訪問介護こむぎ ・生協ヘルパーステーションこだま ・上里町社会福祉協議会ヘルパーステーション ・介護センター みぶな ・かみさとナーシングステーション ・けあビジョン上里 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護 本庄 ・児玉訪問介護ステーション ・けあビジョン本庄 ・ほーふ。 ・ヘルパーステーション「けいあい」 ・生協ヘルパーステーションこだま 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアサポートミント（※送迎サービスのみ実施） ・生活サービスステーション かたくり ・なぜ有償運送の登録をしていないのに認められている？ <p>【送迎サービスの登録条件】 福祉有償運送の登録をしていることが条件となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・神流（主） ・ケアサポートミント（障害者） ・明正（介護）
では、自らの事業所で生活介 いる者に対して、生活介護の 「動援護」として散歩等に同行	<ul style="list-style-type: none"> ・支援を提供できる事業所が少ない。 ・支援を提供できる距離はどの程度か？ 	<p>居宅介護の登録事業所は、みな重度訪問介護の登録もしているが、実際に利用希望者が現れた時にサービス提供できる事業所はどの程度あるのか？</p> <p>※本庄市の支給決定者は1人（回数は少ないが）けあビジョン本庄で外出時支援を実施）</p>	<p>・通院支援に費やす時間に対して報酬が少なく、実態として通院等介助・通院等乗降介助を実施できない事業所が多いとのことです。</p> <p>・運転時間は報酬算定できることもあり、遠方の医療機関等への通院には対応できない事業所が多い。</p> <p>【参考】 ※訪問看護を利用している場合、訪問看護の職員が通院同行してくれるケースが増えてきている。（車で送迎） ⇒訪問看護（精神）の場合はよく聞くが、訪問看護（身体）の方で利用している場合も同様？</p>	<p>・報酬単価が低く、事業所登録をしていても支援の提供に消極的な事業所が多い。 ・支援を提供できる距離はどの程度か？</p> <p>【請求実績のある事業所（本庄市）】 7月：5事業所</p>	<p>通年かつ長期にわたる外出時の利用は対象外のため、透析通院での利用は認めていない。 (※このためケアサポートミントを透析通院時に利用している者は、福祉有償運送による通院であることをミントから聞き取り。)</p> <p>・利用状況によるが、遠方地域（東京等）への送迎にも対応可能。</p>	何かあ
1割負担（上限額あり） ：0円	<ul style="list-style-type: none"> ・課税世帯：1割負担（上限額あり） ・非課税世帯：0円 	<ul style="list-style-type: none"> ・課税世帯：1割負担（上限額あり） ・非課税世帯：0円 	<p>・課税世帯：1割負担（上限額あり）</p> <p>【通院等介助】（※時間で算定） 自ら運転する車両への乗車又は降車の介助を行う場合で、その前後に連續して20～30分程度の身体介護を行う場合は、通算して「通院等介助（身体介護を伴う場合）」を算定する。 ※運転時間は算定対象外</p> <p>【通院等乗降介助】（※回数で算定） 以下のいずれの要件も満たす場合に算定できる。 1.自ら運転する車両への乗車又は降車の介助 2.次のいずれかの介助等を行うこと ・乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助 ・移動先における手続、移動等の介助</p> <p>※算定方法の詳細については、厚労省通知「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」を参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・課税世帯：1割負担（上限額あり） ・非課税世帯：0円 	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上：基準単価×利用時間 ・18歳未満：（基準単価×利用者助成額）×利用時間 <p>※基準単価は、各事業所の1時間あたりの利用料と950円を比較し少ない額</p>	料金は シ一料：
・サービス支給決定基準を参照	障害福祉サービス支給決定基準を参照	障害福祉サービス支給決定基準を参照	障害福祉サービス支給決定基準を参照	基本支給量「30時間／月」以内で必要な時間 ※基本支給量を超過する場合は事前に市町の許可を受けること	150時間／年	上限あ

と居て	家庭以外の居場所の提供	どこまでも自由で学校や社会に溶け込める 若い若者	本庄市銀座3-1-27 (はにほんプラザ前)	月・水・木 13:00~16:00 (祝日・年末年始を除く)	080-2251-1127	https://heartpag-hp.normanet.ne.jp/
スペース	フリースペース	中高生	本庄市銀座3-1-27 (はにほんプラザ前)	火 10:00~16:00 (祝日・年末年始を除く)	InstagramのDM又は直接訪問	
り	本庄市内の小・中学校に在籍する不登校傾向にある児童生徒が元気を取り戻したり、自分の良さや可能性に気づくことができるような居場所	本庄市内の小・中学校に在籍する不登校傾向にある児童	本庄市銀座1丁目2-27	第2・第4木曜日 10:00~12:00 13:00~15:00	090-7412-2909	https://heartpag-hp.normanet.ne.jp/hid
スクール)	自分の中学校に在籍したまま、本庄第一サテライトキャンパスEcho BASEに自由に登校し、本庄第一高校の専門教科の教員に個別指導を受けながら学習を進めることができる。	中学生	本庄市駅南2丁目6-2 ※登校が難しい場合には、自宅にいながらメタバースによる利用が可能	平日9:00~17:00	電話又は公式LINEから 080-3388-7534	https://sites.google.com/hon1.ed.jp/eo
ティネット事業	社会福祉法人が相談支援を実施し、利用可能な制度の紹介や支援機関への橋渡しを行うとともに、公的制度やサービス等による支援が受けられず、生命に関わる緊急・逼迫した生活困窮状況に対して、現物給付を行い、生活困窮者の自立を支援する。	既存の制度では対応できない生活困窮等 様々な生活課題を抱える方	実施施設複数あり ※HPを参照	—	埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会 事務局 048-822-1249	https://safety.fukushi-saitama.or.jp/p
ットいかっこ	無料又は安価で栄養のある食事を提供。 家族揃ってご飯を食べることが難しいこどもたちに対し、共食の機会などを提供。	団体により異なる (※こどものみ対象の団体もあれば、大人も対象としている団体もある)	都市で複数の団体が実施	団体により異なる (※関連サイトを参照)	団体により異なる (※関連サイトを参照)	【こども応援ネットワーク埼玉】 https://kodomouen.pref.saitama.lg.jp/
事業	地域貢献・被災地支援・社会的弱者支援 (フードバンクやホームサービス等)	指定なし	本庄市3丁目8番17号 (本庄キリスト教会内)	—	0495-22-6753 090-5766-6004	http://ikkako.org/
ト	協力会員(ボランティア)が支援を必要とする高齢者や障害者等に、調理・掃除等の支援や話し相手・見守りを行う。利用者は謝礼として、1時間につき商品券(500円分※)を支援者に渡す。 ※社会福祉協議会等で事前に購入	対象地域に居住する高齢者や障害者等	各地域の社会福祉協議会や商工会議所等が実施(※児玉都市では本庄市を除く3町で実施)	随時	美里町：0495-76-0144 神川町：0495-74-1188 上里町：0495-33-4232	【埼玉県ホームページ】 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0302.shtml
訪問	生活支援員が利用者宅を訪問し、見守り、福祉サービスの利用手続、各種利用料金の支払い、年金等の受領、生活費の届けなどの支援を行う。 ※有料(生活保護世帯は無料)	判断能力の不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある方	居住地域の社会福祉協議会	随時	【各市町の社会福祉協議会】 本庄市：0495-24-2755 美里町：0495-76-3601 神川町：0495-74-1188 上里町：0495-33-4232	【埼玉県社会福祉協議会】 https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/office_13.html
支援センター	一時的に車いすを必要とする方への貸出 ※外出時に使用したい方、骨折等で一時的に利用が必要な方、購入やレンタルまでのつなぎとしての利用	利用が必要な方	居住地域の社会福祉協議会	月～金 8:30~17:15	【各市町の社会福祉協議会】 本庄市：0495-24-2755 美里町：0495-76-3601 神川町：0495-74-1188 上里町：0495-33-4232	【本庄市社会福祉協議会】 https://www.honjo-shakyo.or.jp/service_05
センターこだま	障害者本人や家族の相談に応じ、関係機関との連携等必要な支援を行う。	支援を必要とする方	—	—	居住している自治体の担当課	—
トセンター	就労に関する支援	就労支援を必要とする方(障害者を含む)	本庄市中央2-5-1	平日 8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く)	0495-22-2448	https://isite.mhlw.go.jp/saitama-helloworld/list/honyou.html
埼玉県の制度)	就労に関する支援	就労支援を必要とする障害者	本庄市いまい台2-43 (障害福祉センター内)	平日 9:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)	0495-22-3064	https://kodama-shuro.com/
ーション	就労に関する支援	就労支援を必要とする障害者	美里町小茂田756-3	平日 9:00~17:00 土日祝 9:00~15:30	0495-76-0627	【埼玉県ホームページ】 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/smap/syousai2020-03.html#kodama
	企業の障害者雇用について、雇用開拓から企業支援、定着支援まで一連の支援を実施	企業	さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎別館1階	平日 8:30~17:00	048-827-0540(企業支援部門) 048-823-9020(定着支援部門)	【埼玉県ホームページ】 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/smap/suportsenter.html
	障害者の就労支援策の1つとして、企業・NPO法人・民間教育訓練機関等が埼玉県から委託を受け、職業訓練を行う。(訓練期間は、原則として1か月~3か月)	障害があり仕事を探している方	受講コースにより異なる ※在宅で受講できるe-ラーニング コースあり	随時	埼玉県立職業能力開発センター 048-651-3136 ※申込みはハローワーク	【埼玉県ホームページ】 https://www.pref.saitama.lg.jp/b0810/su.html
	働くことに悩みを抱えている15~49歳までの方を対象に、厚労省委託の支援機関が「働き出す力」を引き出し、「職場定着するまで」を全面的に支援する。	「働く」への一步を踏み出したい15~49歳の方	全国にあるサポートステーション ※県内5か所。近隣では深谷市に所在。	【深谷若者サポートステーション】 月～金、第4土曜 9:00~17:00	【深谷若者サポートステーション】 048-577-4727	【深谷若者サポートステーション】 https://fky-saposute.roukyou.gr.jp/
	外見からはわからない援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくなるよう作成されたマーク。	支援が必要な方	各行政の障害担当窓口	—	【各市町の担当窓口】 本庄市：0495-25-1125 美里町：0495-76-5132 神川町：0495-77-2112 上里町：0495-35-1224	【埼玉県ホームページ】 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0604/h
	「障害がある」などで支援を必要とする方が、自分から「困っている」「助けて」を伝えられない時に、周囲の人へ手助けを求めるためのカード。 (※児玉都市で作成) カードに連絡先や配慮してほしいことなどを記入して携帯しておく。	支援が必要な方	各行政の障害担当窓口	—	【各市町の担当窓口】 本庄市：0495-25-1125 美里町：0495-76-5132 神川町：0495-77-2112 上里町：0495-35-1224	—
	障害のあるこどもを持つ親の交流や勉強等を行う団体。	障害のあるこどもを持つ親	都市で複数の団体あり	随時	団体による	—

ほんじょうネット

～医療・介護・障害・地域資源情報検索システム～のご案内

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための、
医療・介護・障害・福祉サービスや通いの場の情報など、
暮らしに役立つ情報を検索できるサイトです。

2025年6月2日より運用開始

地図・住所等検索

お住まいの近くの介護事業所・医療機関・通いの場等の情報を検索することができます。

事業所検索

介護事業所の情報を、二ースに合わせて検索することができます。

相談窓口

介護に関する相談窓口を確認できます。

※画面はイメージです。

● アクセス方法

URL : <https://carepro-navi.jp/honjo>

方法① 本庄市役所ホームページからアクセス

ホームページの掲載位置の詳細

ホーム>健康・福祉・医療>高齢者福祉・介護>
地域包括ケア

方法② 二次元コードを読み取り



■お問合せ：本庄市 高齢者福祉課 高齢者包括支援係 TEL：0495-25-1722
本庄市 障害福祉課 援護係 0495-25-1125

サービス種別検索

サービスから探す

サービス名で探す 受けたいサービス内容で探す

検したいサービス、複数を選択し、ページ下部の検索ボタンを押してください。

サービスカテゴリ

- ◎ 居宅介護支援・地域包括支援センター
- ◎ 訪問介護サービス
- ◎ 通所介護サービス
- ◎ 短期入院施設に入所して利用するサービス
- ◎ 通院又は在宅とした援助的なサービス
- ◎ 住まいを移す・介護保険施設に入所する
- ◎ 生活環境を改善するためのサービス
- ◎ 介護予防・日常生活支援事業

居宅介護支援・地域包括支援センター

- ◎ 居宅介護支援（ケアプラン作成）
- ◎ 地域包括支援センター（予防プラン作成・総合相談窓口）

訪問のサービス

- 訪問介護（ホームヘルプサービス）
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（日中・夜勤を通じ、訪問介護と訪問看護の一体的なサービスを提供）
- 夜間対応型訪問介護（夜勤のホームヘルプサービス）
- 訪問入浴（入浴衛生で訪問してサービスを提供）
- 訪問看護（看護師が訪問してサービスを提供）
- 訪問看護（看護師が訪問してサービスを提供）※訪問看護事業所の出張所（サテライト）
- 訪問リハビリテーション（療法士が訪問してサービスを提供）

Q 検索

受けたいサービスが決まっている場合には、サービス検索機能をご利用いただけます。

ニーズ検索

受けたいサービス名が分からない場合でも、サービスの内容から検索のできるニーズ検索機能と切り替える事ができます。

サービスを選択

受けたいサービスをクリックし、検索ボタンを押します。

プレビュー機能

検索結果画面で表示される事業所の一覧を印刷することができる機能です。

絞込み機能

検索結果から事業所名、住所など様々な条件で絞り込むことができます。

表示された事業所を選択

検索一覧で表示された事業所をより詳しく知りたい場合は、事業所名のところをクリックすると、事業所の詳細画面をご確認いただけます。